様式第7号（第4条関係）

**記入例**

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　氏名又は名称

過去5年以内の直近の受講実績

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　代表者氏名

1. 公益社団法人日本水道協会新潟県支部主催の指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

|  |  |
| --- | --- |
| 受講年月日  （公表：可・不可） | 令和○年　　　　○月　　　○日  ※修了証書等の写しを添付してください |
| 未受講の場合  （非公表） | その理由： |

1. 業務内容

|  |  |
| --- | --- |
| 営業時間・休業日等  （公表：可・不可） | 営業日：月曜日～土曜日  休業日：日曜祝日など  修繕対応時間：8時～17時 |
| 漏水修繕の可否  （公表：可・不可） | 屋内給水装置の修繕・埋設部の修繕  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （該当部に○をつけて下さい。詳細はその他に記入して下さい。） |
| 対応工事種別  （公表：可・不可） | 配水管からの分岐～メーター：　新設・改造  水道メーター～宅内給水装置：　新設・改造  （該当部に○をつけて下さい。） |
| その他  （公表：可・不可） |  |

※公表にはホームページ等への掲載を含みます

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨の届出をお願いします

1. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則第36条

　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（非公表） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
| 村上　太郎 | 指定給水装置工事事業者講習会 | 令和○年○月○日 |
| 村上　次郎 | 自社内研修 | 令和○年○月○日 |
|  |  |  |
| 外部の研修の場合は受講を証明する書類を添付してください。自社内研修の場合、書類等は必要ありません。 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記内容の公表：可・不可　　※公表にはホームページ等への掲載を含みます | | |

・外部研修については、受講を証明する書類（受講賞等）の写しを添付してください。

・自社内研修については、研修内容を記載してください。

・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。

1. 給水装置工事に主に従事した、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況（過去1年以内）

水道法施行規則第36条

　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を監督させること。

工事を施行しない場合はチェック

**□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要**

※過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（非公表） | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか  （○×を記入） | 資格等を有しているか  （○×を記入） | | 工事  年度 |
|  | 保有している資格等※ |
| 村上　太郎 | ○ | ○ | 講習会修了者 | Ｒ2 |
| 村上　次郎 | ○ | ○ | 検定会合格者 | Ｒ2 |
| 社員Ａ | ○ | × |  | Ｒ2 |
| 上記内容の公表：可・不可　　（公表にはホームページ等への掲載を含みます。） | | | | |

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください

給水工事に主に従事した者の氏名等記入する。（雇用関係または下請けも含む）

また、資格を有していなくても経験を有していれば記入する。

1. 水道事業者によって行われた試験や講習により資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称を含む）
2. 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
3. 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
4. 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

・資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

・「配水管からの分岐～水道メーター」の工事をしない場合は、任意の記載となります。

・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。